

## 議案第51号

埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約の一部変更について

平成30年第3回（9月）市議会定例会議案第89号により議決を経て締結した埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約の一部を下記のとおり変更するため、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第64号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年5月21日提出

山陽小野田市長 藤田 剛 二

### 記

- 1 変更内容 請負契約金額「319,680,000円」を  
「408,923,000円」とする。

- 2 変更理由

当該事業の建築工事は、建築主体工事、電気設備工事及び機械設備工事の3つに分割して発注することとし、建築主体工事及び電気設備工事は、ともに1回の入札で業者と契約を締結し、順調に着工することができた一方、機械設備工事は、入札が3回にわたって不調に終わり、その間の随意契約交渉も全て不調に終わり、現在、建築主体工事及び電気設備工事を進められない状況にある。これを打開するため、埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約に機械設備工事を追加する等の契約変更を行い、早期の工事再開を図る。

(参考)

○変更前契約

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）  |
| 2 | 工事場所   | 山陽小野田市大字埴生275番地ほか 地内  |
| 3 | 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 4 | 請負契約金額 | 319,680,000円  |
| 5 | 契約の相手方 | 埴生地区複合整備事業（建築主体工事）<br>嶋田工業・ヘキムラ興業特定建設工事共同企業体<br>嶋田工業株式会社<br>代表取締役 嶋田 栄作 |